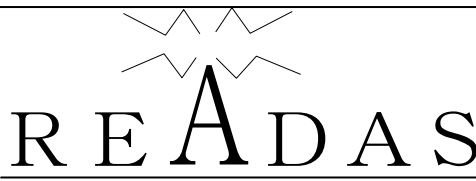


第 5536 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月23日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 使用人兼務役員になれない役員

Q：同族以外の使用人を執行役員にしました。執行役員が役員とみなされた場合、使用人兼務役員にはなれないのでしょうか？

A：なれないことはないと思われます。

【解説】

法人税法上、役員とは、法人の取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち、次の者(みなし役員)をいいます。

- ①法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限られる)以外の者でその法人の経営に従事している者
- ②同族会社の使用人のうち同族会社の判定株主の親族など一定の要件を満たす者で、その経営に従事している者

したがって、①に該当すれば役員とみなされることがあります。

一方、使用人兼務役員とされない役員は、次のように規定されています。

- ①代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- ②副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- ③合名会社、合資会社及び合同会社の業務を執行する社員
- ④取締役(指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る)、会計参与及び監査役並びに監事
- ⑤同族会社のうち一定の要件を満たす者

以上のことから、使用人兼務役員にされないことはないと思われます。

